

令和6年度 障害福祉サービス事業者集団指導

～第2部 指摘件数が多い事項～

台東区福祉部 福祉課 指導検査係

はじめに

- ・本資料は、東京都が実施する「令和6年度障害福祉サービス事業所集団指導」の補足です。
- ・実際に実地検査を行う担当部門として年間の指導実績を踏まえて検査時の視点やポイントについてまとめています。
- ・「指導検査のポイント」を特に重点的に確認していただくと、検査の際にどのような点に留意しているかわかります。



指導検査のポイント



2部 指摘件数が多い事項

- ①虐待の防止に関すること
- ②業務継続計画(BCP)関連

① 虐待の防止に関すること

- 虐待防止委員会を開催していない、実施記録が明確でない。



指導検査のポイント



委員会に併せて「虐待防止研修」を実施することも可能ですが、あくまで委員会は委員会、研修は研修としての実施が必要です。

議事録等はこのことを踏まえた上で作成する必要があります。

①虐待の防止に関すること

- 常勤・非常勤問わず、全従業員に研修を実施していることが確認できない。
- 受講できなかった従業員に対しては、資料配布だけではなく、報告書の提出を求める等の受講の確認を行ってください。なお、その記録を残してください。

指導検査のポイント



研修を欠席した従業員への対応

- ・◎良い例 ⇒ 受講報告書の提出、記録の保存
- ・×悪い例 ⇒ 資料の配布のみ

※やりっぱなしにせず、受講したことを事業所として確認し、記録として把握しておくことが大切です。

- 担当者(虐待防止責任者等)を明確にし、重要事項説明書等に明示してください。

指導検査のポイント



- ・文書の中で確認できない⇒×
- ・虐待防止責任者＝管理者のようなあいまいな表現 ⇒△
- ・虐待防止責任者：○○○○(個人名)⇒◎

①虐待の防止に関すること

- 虐待防止チェックリスト(職員チェックリスト、体制整備チェックリスト両方)を実施してください。

なぜチェックリストが重要なのか？

- ▶ 事業所の管理者として、全従業者の虐待についての認識やメンタルヘルスの確認をチェックリストとして把握していることを示すため。
- ▶ 個人で気を付けるべきことと、事業所としての体制整備がきちんとされていることは別物なので、どちらのチェックリストも必要。

指導検査のポイント



いずれかのチェックリストが漏れていた場合、文書による改善を求めます。

- ・職員チェックリストは、常勤、非常勤問わず全従業者に対し実施し、実施した旨がわかるような記録(名簿等)を取ってください。
- ・体制整備チェックリスト(主に管理者が記入)を忘れず実施してください。

※ひな形は厚労省の「障害者虐待の防止と対応の手引き」等を参照

①虐待の防止に関すること

- 虐待防止啓発物を事業所内に掲示してください。

指導検査のポイント



厚労省の「障害者虐待の防止と対応の手引き」等を参考に、虐待防止啓発物を事業所内に掲示してください。

○ 虐待防止啓発掲示物の例

職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。
不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

○性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

○心理的虐待

- ・「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

○放棄・放置

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

○経済的虐待

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

○その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。
常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

障害者（児）施設における虐待の防止について 平成 17 年 10 月 20 日 障発第 1020001
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
を参考に一部変更

②業務継続計画(BCP)関連

- 業務継続計画(感染症、非常災害)が未策定である。
- 従業者に対する研修及び訓練の実施が不十分である。

指導検査のポイント



各BCPについて、事業所内の連絡網や関連施設の連絡先などが盛り込まれた「実際に利用することを想定した」内容になっているか確認します。

また、BCPは、緊急事態発生時の初期対応ではなく、初期対応終了後に業務を継続することができるように作成する計画のことです。非常災害対策計画等の内容とは区別して作成してください。

なお、研修・訓練についても、業務継続計画の内容を想定したものとしてください。